【資料５】

1. 齟齬修正

齟齬修正一覧（要点のみ）　※その他軽微な修正については割愛

計画書の構成	主な修正内容
序　章　静岡らしい良好な景観形成を目指して １．静岡らしい景観の形成に向けて ２．景観計画の目的、ねらい等 ３．景観計画の位置づけと構成 ４．景観計画の区域	○静岡市総合計画の更新（第３次⇒第５次） ○景観計画の構成の修正 （都市景観促進地区、重点地区の追加）
第１章　静岡市の景観の現況と特性 １．自然景観 ２．歴史景観 ３．都市景観 ４．公共施設等 ５．活動景観	－
第２章　景観形成の基本方針 １．景観形成の理念 ２．景観形成の基本目標 ３．景観形成の基本方針	○日本平久能山スマートIC周辺（宮川・水上）ゾーンを都市拠点に追加
第３章　地区別の景観形成方針及び行為の制限 １．建築物等の景観誘導の考え方 ２．一般地区の区域とゾーンの概要 ３．ゾーン別の景観形成方針及び基準	○重点地区に「御幸通り周辺地区」「東静岡駅周辺地区」を追加 ○建築物の屋根ただし書きの修正（色相範囲の修正）
第４章　重点地区の指定 １．重点地区の位置づけと指定手続 ２．重点地区の指定と共に活用を検討する制度等 ３．重点地区の指定の候補地区	○重点地区に「御幸通り周辺地区」「東静岡駅周辺地区」を追加 ○重点地区の指定候補地区から、「御幸通り沿道地区」、「JR東静岡駅周辺地区」の削除（重点地区に指定済みのため）
第５章　景観資源の保全・活用 １．景観資源の考え方 ２．景観資源（建造物、樹木）の保全・活用 ３．景観資源（眺望地点）の保全・活用	－
第６章　景観に配慮した公共施設等の整備 １．公共施設（道路、河川、公園等）の景観整備の進め方 ２．公共建築物の景観整備の進め方 ３．「景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第８条第２項第４号ロ）」について	○「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」を「しずおか色彩・デザイン指針」に変更 ○「第２次静岡市のみちづくり」を「第３次静岡市のみちづくり」に変更
第７章　景観形成の推進体制 １．総合的な推進体制の構築 ２．協働による景観まちづくりの推進 ３．景観計画の進行管理	○ 静岡市まちかどコレクションの写真を更新

序-4（修正部分のみ抜粋）

2. 景観計画の目的、ねらい等

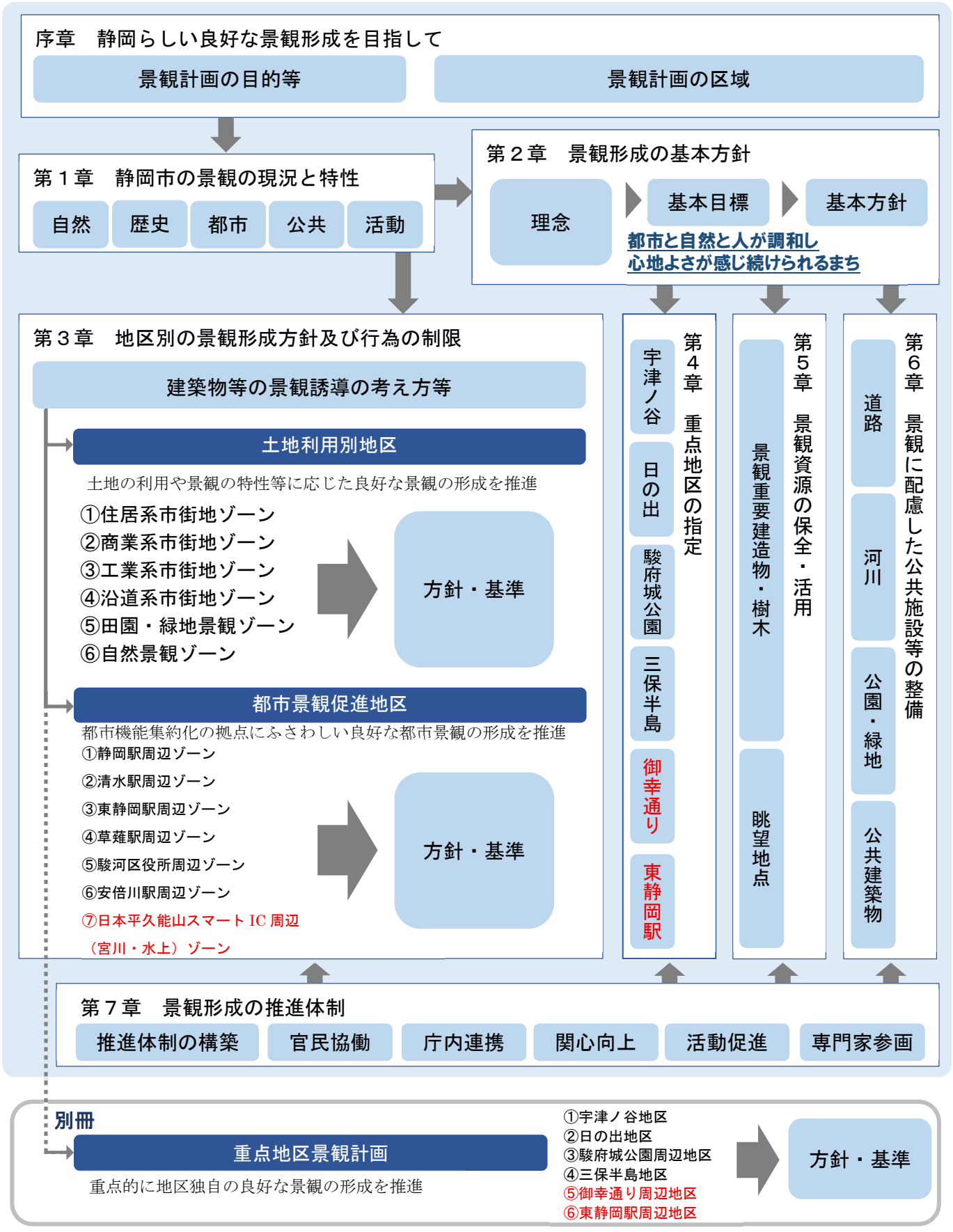
１）計画改訂の背景

令和８年に、市の最上位計画である「第５次静岡市総合計画」が策定され、市民一人ひとりが「暮らしの豊かさと幸せを感じられるまち」を目指すために、「温暖な気候や豊かな自然環境と美しい風景」などの固有の魅力を最大限に活かすことが記されており、~~平成 26 年度に、市の最上位計画である「第３次静岡市総合計画」が策定され、「『世界に輝く静岡』の実現」というまちづくりの目標が掲げられたことから、~~その実現に向けて良好な都市景観の形成は必須条件と言えます。また、~~平成 28 年度には~~上位計画である「静岡市都市計画マスタープラン（以下、「都市計画マスタープラン」とする）」は平成 28 年に~~も~~改訂され、都市施設が集中する地区等にメリハリをつけ、魅力ある都市生活空間を形成する「集約連携型都市構造」が目指す将来の都市構造として掲げられました。

赤字：現行計画からの変更箇所

２）景観計画の構成

本計画の構成は次のとおりです。



序-10

章・節	概要
第３章　地区別の景観形成方針及び行為の制限 **１．建築物等の景観誘導の考え方** **２．一般地区の区域とゾーンの概要** **３．ゾーン別の景観形成方針及び基準** **１）土地利用別地区** ①住居系市街地ゾーン ②商業系市街地ゾーン ③工業系市街地ゾーン ④沿道系市街地ゾーン ⑤田園・緑地景観ゾーン ⑥自然景観ゾーン **２）都市景観促進地区** ①静岡駅周辺ゾーン ②清水駅周辺ゾーン ③東静岡駅周辺ゾーン ④草薙駅周辺ゾーン ⑤駿河区役所周辺ゾーン ⑥安倍川駅周辺ゾーン ⑦日本平久能山スマート IC 周辺（宮川・水上）ゾーン	・魅力ある景観形成を図るため、景観計画区域を景観特性をふまえた地区に区分し、建築物や工作物の色彩などを誘導する方針や基準を示します。 ➢ 望ましい景観形成に向けて、すべての建築物や工作物、屋外広告物を対象とした**「景観形成の方針」**を示します。 ➢ 周辺の景観を阻害しないよう法に基づき制限・規制するため、届出の対象となる大規模な建築物や工作物において、**「景観形成基準」**を定めます。

3. 景観形成の基本方針

景観形成は、地形や自然環境、土地利用、道路や公園などの都市基盤の整備状況等を踏まえて取り組む必要があります。そのため、静岡市総合計画、都市計画マスタープランにおける将来の都市機能の配置や土地利用の考え方を基本に、景観の骨格や構造を形成する「景観形成拠点（点）」、「景観形成軸（線）」と、景観の面的なまとまりである「土地利用類型（面）」の３つに区分し、それぞれの景観形成の基本方針を定めます。

１）景観形成拠点の方針

①都市拠点

JR 静岡駅周辺は、本市の玄関口として、また「歴史文化の拠点」にふさわしい、風格と活気のある都市景観を目指します。

JR 清水駅周辺は、“みなとまち清水”の雰囲気が感じられ、「海洋文化の拠点」にふさわしい、賑わいある都市景観を目指します。

JR 東静岡駅周辺は、学術、文化・芸術、スポーツの場として、新たな都市の顔にふさわしい都市景観を目指します。

日本平久能山スマート IC 周辺（宮川・水上）は、広域交流拠点として、本市の新たな玄関口にふさわしい、居心地がよく歩きたくなる都市景観を目指します。



JR 静岡駅北口周辺



JR 清水駅周辺（マリンパーク）



JR 東静岡駅周辺

②地域拠点

JR 草薙駅周辺、JR 安倍川駅周辺、駿河区役所周辺は、地域住民を中心に多くの人々が集う場として、緑豊かでうるおいのある都市景観の形成を目指します。



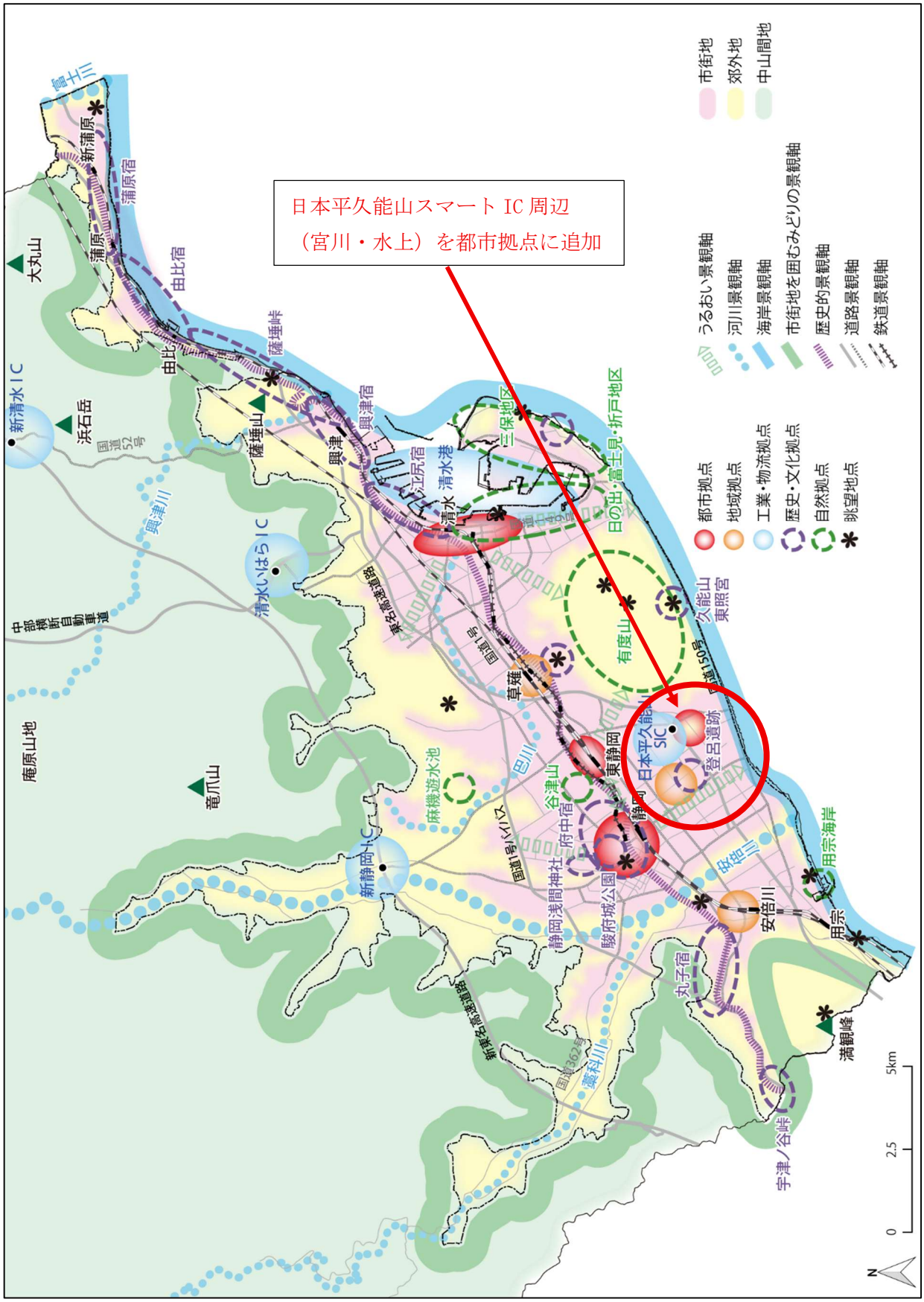
JR 草薙駅周辺

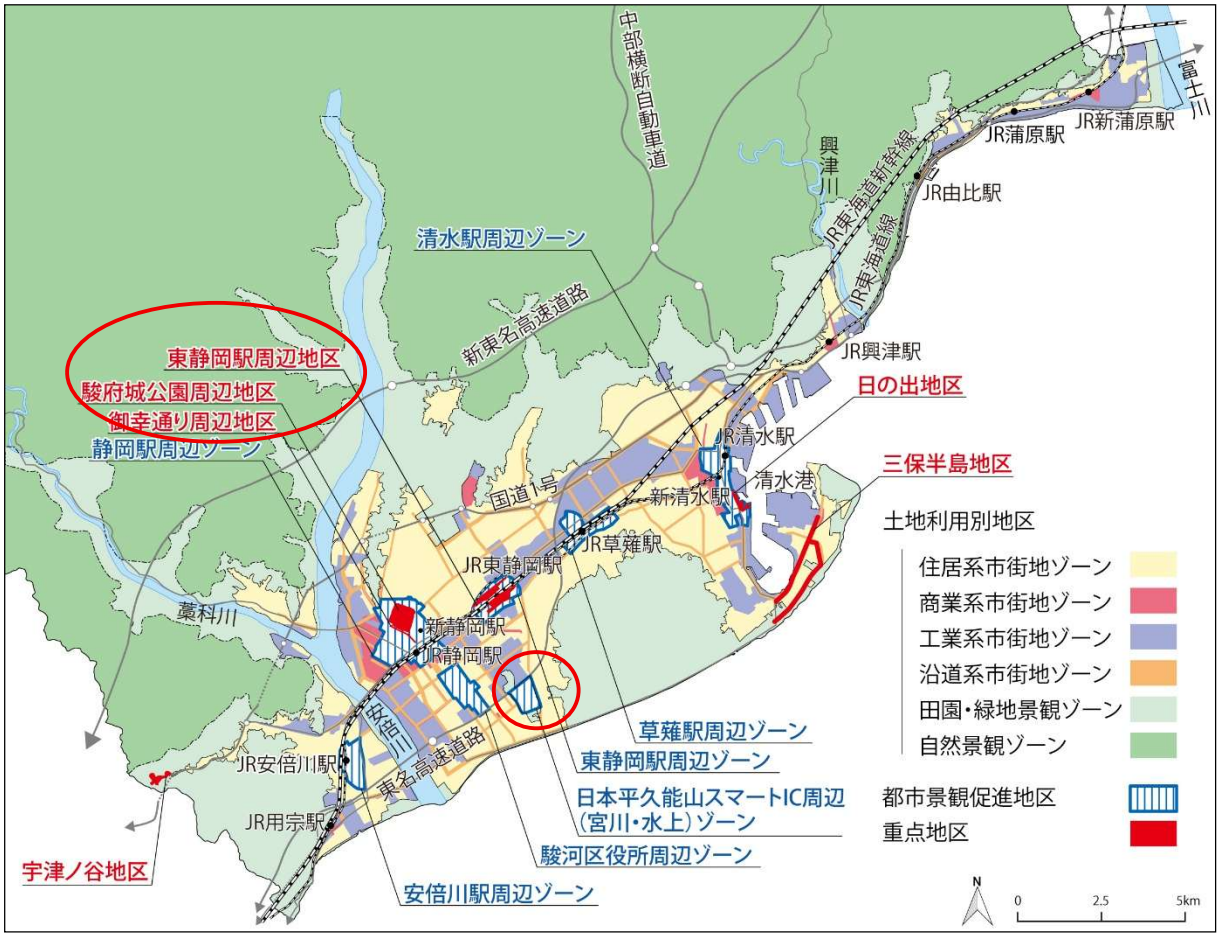


JR 安倍川駅周辺



駿河区役所周辺


日本平久能山スマート IC 周辺
（宮川・水上）を都市拠点に追加
市街地
郊外地
中山間地
うるおい景観軸
河川景観軸
海岸景観軸
市街地を囲むみどりの景観軸
歴史的景観軸
道路景観軸
鉄道景観軸
都市拠点
地域拠点
工業・物流拠点
歴史・文化拠点
自然拠点
眺望地点
富士川
新蒲原
蒲原宿
蒲原
大丸山
由比宿
由比
薩埵峠
新清水ＩＣ
浜石岳
国道52号
興津川
興津
興津宿
薩埵山
三保地区
江尻宿
清水
清水港
日の出・富士見・折戸地区
清水いはらＩＣ
中部横断自動車道
東名高速道路
国道1号
草薙
有度山
久能山東照宮
国道150号
庵原山地
竜爪山
麻機遊水池
巴川
谷津山
東静岡
静岡ＳＩＣ
日本平久能山スマートＩＣ
登呂遺跡
国道1号バイパス
府中宿
静岡浅間神社
新静岡ＩＣ
駿府城公園
安倍川
用宗海岸
用宗
丸子宿
新東名高速道路
国道362号
藁科川
満観峰
宇津ノ谷峠
0
2.5
5km
N



※地区・ゾーン区分図に記載されていない区域は「自然景観ゾーン」とする。

		都市計画区域													都市計画区域外
		市街化区域												市街化調整区域	
		第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	うち、臨港地区	工業専用地域		
土地利用別地区	住居系市街地ゾーン	●	●	●	○	○									
	商業系市街地ゾーン							○	●						
	工業系市街地ゾーン									○	○	●	●		
	沿道系市街地ゾーン				△	△	●	△		△	△				
	田園・緑地景観ゾーン													●	
	自然景観ゾーン														●
都市景観促進地区		立地適正化計画における集約化拠点形成区域 （静岡駅周辺ゾーン、清水駅周辺ゾーン、東静岡駅周辺ゾーン、 草薙駅周辺ゾーン、駿河区役所周辺ゾーン、安倍川駅周辺ゾーン、 日本平久能山スマート IC 周辺（宮川・水上）ゾーン）													
重点地区		特に重点的に景観形成に取り組む必要がある地区として、条例に基づき重点地区の指定をした地区（令和９年○月時点：宇津ノ谷地区、日の出地区、駿府城公園周辺地区、 三保半島地区、御幸通り周辺地区、東静岡駅周辺地区）													

●：前面道路の幅員に関係なく該当　○：前面道路 20m未満の場合に該当　△：前面道路 20m以上の場合に該当

第３章　地区別の景観形成方針及び行為の制限（3-18 他）

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。 ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイラインの形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保
	地区特性にあった色彩・素材とする	○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。 ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表１－２の色彩制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に掲げる別表１－１の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 － 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の５分の１未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 － 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 － 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合または施設の特性上 別表１－２ の色彩が適当でない場合で、色相 10R～5 Y~~4. 9YR~~、彩度２以下（その他の有彩色は彩度１以下）かつ良好な景観形成に資する場合。
	地域環境を活かした夜間景観を形成する	○暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める。 ○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。
	街角の個性を演出する	○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。 ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。

3. 重点地区の指定の候補地区

１）重点地区の指定の候補地区

現在、以下の地区を候補地区として、重点地区の指定を検討しています。

表　重点地区の候補地区等

地区類型	代表的な地区（候補地区の例）	指定済の重点地区（指定年月日）
本市の顔となる拠点地区（商業・業務地区、歴史・文化的拠点、レクリエーション地区等）	~~○御幸通り沿道地区~~ ~~○JR 東静岡駅周辺地区~~ ○北街道沿道地区　○七間町・人宿町周辺地区 ○呉服町通り沿道地区　○浅間通り沿道地区 ○JR 清水駅周辺地区　○JR 安倍川駅周辺地区	日の出地区(H20.10.1) 駿府城公園周辺地区(H22.3.10) 御幸通り周辺地区(R2.4.1) 東静岡駅周辺地区(R2.4.1)
歴史的なまち並みが形成されている地区	○旧丸子宿場周辺地区　○泉ヶ谷地区 ○蒲原地区　○由比地区 ○清見寺周辺地区	宇津ノ谷地区(H20.10.1)
地域の顔となる商店街	○JR 草薙駅周辺地区	
良好な景観形成を図る必要がある住宅地	○県立大学周辺地区	
豊かな自然又は田園景観	○麻機遊水地周辺地区 ○平山地区 ○用宗漁港・用宗海岸周辺地区 ○オクシズ（梅ヶ島温泉）地区 ○オクシズ（井川湖周辺）地区	三保半島地区(H31.4)
新たに市街地を形成する地区	○日本平久能山 スマートインターチェンジ周辺地区	



重点地区の候補地区の概要

~~No.1　御幸通り沿道地区~~



~~【地区の概要】~~

~~・本市の玄関口である JR 静岡駅北口と駿府城公園や官公庁街、浅間神社参道を結ぶ大通り御幸通りの沿道地区である。~~

~~【景観形成のイメージ】~~

~~・主要な交差点にアイストップ*となる高木を植樹するなど、駿府城公園から滲み出た緑を演出し、通りに駿府城跡の存在を印象付け、歴史文化を感じる風格のある景観を形成する。~~

No.~~1~~2　北街道沿道地区



【地区の概要】

・駿府城公園や静岡市民文化会館、近隣の学校などへの回遊ルートとなっており、沿道建物等の間からは、横内御門跡など堀や石垣の一部を見ることができる。

【景観形成のイメージ】

・通りに点在するお堀、石垣、緑を尊重し、歴史文化とうるおいの感じられる景観を形成する。

No.~~2~~3　浅間通り沿道地区



【地区の概要】

・静岡浅間神社の参道であり、門前町として発展した南北 600ｍの商店街である。中心市街地の北部に位置している。

【景観形成のイメージ】

・赤鳥居や山田長政像、常夜灯などの歴史的資源を活かし、歴史を感じつつ賑わいのある門前町にふさわしい景観形成を推進する。

~~No.4　JR 東静岡駅周辺地区~~



~~【地区の概要】~~

~~・「文化・スポーツエリア」や「副都心」、「教育文化の拠点」等に位置付けられている。緑に囲まれ、富士山眺望に恵まれている。~~

~~【景観形成のイメージ】~~

~~・「文化スポーツの殿堂」に相応しい賑わいとうるおいの感じられる景観を形成するとともに、建築物等は、隣接する施設との連続性に配慮し、富士山等の眺望景観の保全に努める。~~

No.~~3~~5　七間町・人宿町周辺地区



【地区の概要】

・今川・徳川時代より府中の物流拠点であり、その後商店街として発展した。景観資源を活かしたまちづくり活動が盛んである。

【景観形成のイメージ】

・中心市街地との回遊ネットワークと連携し、歩行者空間の充実や休憩スペースの確保、沿道緑化、夜間照明の光源色の統一等により人が集う昼夜ともに魅力のある景観形成を図る。

＊【用語の解説】　アイストップ　➡　P 用-1

第6章　景観に配慮した公共施設等の整備

1. 公共施設（道路、河川、公園等）の景観整備の進め方

道路、河川、公園等の公共施設は、地域の景観形成の骨格や拠点を形成することが多く、地域の景観まちづくりを先導していく必要があります。アンケートにおいても、市の取組として、景観に配慮した公共施設をつくることが、特に重要だという意見が多くありました。

そのため、道路、河川、公園等の公共施設の整備・改修に際しては、「しずおか~~ふじのくに~~色彩・デザイン指針」（静岡県発行）を参考にしつつ、周辺の景観に配慮します。

また、公共施設を中心とした地域の景観を美しく維持していくとともに、住民の地域への愛着や誇りを育むため、住民や民間事業者との協働による清掃や緑化などの取組を進めます。

※公共建築や鉄道駅などの公共的な建造物で、景観形成上重要なものは、地域景観資源又は景観重要建造物*として指定し、保全・活用を図ります。

１）道路

「防災機能の強化」や「安全、安心な歩行環境の形成」と共に、「魅力ある景観の保全、創出」のため、道路の無電柱化を推進します。

幹線道路の既存の樹木の維持管理に努めると共に、新たに整備される都市計画道路などにおいては、場所の特性や地域の意向などを踏まえ、歩道幅員とのバランスを考慮し、地域を特徴づける植栽を推進します。

豊かな歴史的資源を有する沿岸部（しずまえ）、三保半島地区、「東海道歴史街道二峠六宿」などでは、「第３~~２~~次静岡市のみちづくり」に基づき、景観形成を積極的に推進していきます。

2. 協働による景観まちづくりの推進

（省略）

３）市民・事業者の自発的な活動の促進

市民が身近なレベルで景観まちづくり活動に参加できる機会の創出など、次のような市民・事業者の自発的な活動の継続につながる仕組みづくりが考えられます。

①静岡市都市景観表彰事業の実施

景観条例に基づく表彰制度を活用し、市内の良好な景観の形成に貢献している建築物、緑、屋外広告物などを、公募し、表彰することで、優良事例として PR していきます。

この事業を通じて、景観資源を発掘、共有し、その保全・活用の活動につなげていくとともに、地域の景観形成に努めている市民や事業者のモチベーションの維持向上や、地域の景観まちづくり活動の活発化が期待できます。

今後は、民間活力を活用し、静岡市都市景観表彰事業実行委員会の組織、景観整備機構の指定など、実施主体を市主導から民間主導の体制へ移行を検討していきます。



市長より受賞者へ表彰状の授与



静岡市まちかどコレクション
2020-‘21（静岡市都市景観賞）
準大賞受賞「人宿町のまち並み」

【資料６】

2. 景観形成基準の一部見直し

①擁壁に係る景観形成基準案

【現行】

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。 ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面*緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

【改定後】

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○眺望地点から望見できる場所や、道路等の公共空間から容易に見える山の斜面に設ける場合、無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。 ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面*緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

赤字・下線部：現行計画からの変更箇所

②太陽光発電設備・蓄電池設備・墓園に係る景観形成基準一部改定

再エネの導入拡大など、社会情勢の変化に伴い、近年、営農型太陽光発電、蓄電池設備、墓園の整備が増えつつあります。大規模な整備の行為は、良好な景観への影響が懸念されることから、届出対象行為について一部見直しを検討します。

※静岡市景観条例施行規則第4条第一項の「工作物」に「墓園その他これに類するもの」を追加することを想定しています。

届出対象行為

○一般地区の届出対象行為（条例第12条、規則第５条第２項）

【現行】

工作物	１．高さが 10m（増築にあっては、増築後の高さ）を超える新設、増築、改築又は移転 ２．土地に自立した太陽光発電設備の太陽電池モジュール（パネル）等で、設置する区域の敷地面積が 1,000 ㎡を超える新設、増築、改築又は移転 ３．上記に該当する工作物であって見付面積 10 ㎡を超える外観の変更

【改定後】

工作物	次に掲げる工作物の新設、増築、改築、移転、又は見付面積 10 ㎡を超える外観の変更 1. 高さが 10m（増築にあっては、増築後の高さ）を超えるもの 2. 土地に自立した太陽光発電設備（地上設置型、高架・支柱型）の太陽電池モジュール(パネル)等で、設置する区域の敷地面積が 1,000 ㎡を超えるもの 3. 蓄電池設備その他これに類するもので、設置する区域の敷地面積が 1,000 ㎡を超えるもの 4. 墓園その他これに類するもので、区域の敷地面積が 1,000 ㎡を超えるもの

赤字・下線部：現行計画からの変更箇所

○重点地区の届出対象行為（条例第 12 条、規則第５条第１項）

【現行】

工作物	１．門、塀、擁壁等で、高さが２ｍを超える、かつ長さが 10ｍを超える新設、増築、改築又は移転 ２．高架水槽、煙突、記念塔、電波塔、屋外タンク等で、高さが５ｍを超える、かつ長さが 10ｍを超える新設、増築、改築又は移転 ３．高架道路、高架鉄道等で、高さが２ｍを超える、かつ長さが 15ｍを超える新設、増築、改築又は移転 ４．車庫、自動販売機等で、高さが２ｍを超える、かつ長さが 10ｍを超える新設、増築、改築又は移転 ５．土地に自立した太陽光発電設備の太陽電池モジュール（パネル）で、設置する区域の敷地面積が 10 ㎡を超える新設、増築、改築又は移転 ６．見付面積 10 ㎡を超える外観の変更

【改定後】

工作物	次に掲げる工作物の新設、増築、改築、移転、又は見付面積 10 ㎡を超える外観の変更 1. 門、塀、擁壁等で、高さが２ｍを超える、かつ長さが 10ｍを超えるもの 2. 高架水槽、煙突、記念塔、電波塔、屋外タンク等で、高さが５ｍを超える、かつ長さが 10ｍを超えるもの 3. 高架道路、高架鉄道等で、高さが２ｍを超える、かつ長さが 15ｍを超えるもの 4. 車庫、自動販売機等で、高さが２ｍを超える、かつ長さが 10ｍを超えるもの 5. 土地に自立した太陽光発電設備（地上設置型、高架・支柱型）の太陽電池モジュール（パネル）等で、設置する区域の敷地面積が 10 ㎡を超えるもの 6. 蓄電池設備その他これに類するもので、設置する区域の敷地面積が 10 ㎡を超えるもの 7. 墓園その他これに類するもので、区域の敷地面積が 10 ㎡を超えるもの

赤字・下線部：現行計画からの変更箇所

景観形成基準

一般地区（土地利用促進地区）※都市景観促進地区も同様の内容で改定。

【現行】

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。 ○第２章で位置づける「市街地を囲むみどりの景観軸」の山地・丘陵地及び風致地区（都市計画法第８条第１項第７号）を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、市街地から見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。 ○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。 ○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度*・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にするよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。

【改定後】

〔工作物（大規模な土地に設置する、土地に自立した太陽光発電設備・蓄電池設備・墓園）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	〈共通項〉 ○眺望地点＊からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。 ○第２章で位置づける「市街地を囲むみどりの景観軸」の山地・丘陵地及び風致地区（都市計画法第８条第１項第７号）を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、市街地から見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。 ○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。 〈太陽光発電設備〉 ○周囲への反射光による影響を低減するよう、配置、素材に配慮する。 ○太陽光パネルの色彩は、黒色または濃紺色若しくは低明度・低彩度の目立たないものとする。また、架台や付属設備もパネルと同様にするよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。

	○地上に設置する支柱上に太陽光発電設備を設置する場合、突出した印象を与えないよう、高さや形態、意匠に配慮する。 〈蓄電池設備〉 ○蓄電池及び付帯設備を含むコンテナは、派手な色彩の利用を控える。 ○外周部に塀や柵を設ける場合は、周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、 ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。 〈墓園〉 ○管理施設等の建築物や、塀や柵などの工作物を設ける場合には、周辺の景観から突出しないように誘目性の高い意匠や素材、色彩を避ける。 ○擁壁や長大な法面が生じないようにする。やむを得ず設置する場合は、植栽等による遮へいを施す。

赤字・下線部：現行計画からの変更箇所